

配偶者特別控除額

所得税	配偶者の年間所得（パートなどの場合の年間収入）	町県民税
38万円	380,001～399,999 (1,030,001～1,049,999) 円	33万円
36万円	400,000～449,999 (1,050,000～1,099,999) 円	33万円
31万円	450,000～499,999 (1,100,000～1,149,999) 円	31万円
26万円	500,000～549,999 (1,150,000～1,199,999) 円	26万円
21万円	550,000～599,999 (1,200,000～1,249,999) 円	21万円
16万円	600,000～649,999 (1,250,000～1,299,999) 円	16万円
11万円	650,000～699,999 (1,300,000～1,349,999) 円	11万円
6万円	700,000～749,999 (1,350,000～1,399,999) 円	6万円
3万円	750,000～759,999 (1,400,000～1,409,999) 円	3万円
0万円	760,000以上 (1,410,000以上) 円	0万円

※ 配偶者の年間所得38万円以下（パートなどの場合の年間収入103万円以下）の場合は、配偶者控除は受けられますが、配偶者特別控除は受けられません。

税務署からのお知らせ

●税務署での確定申告相談

下記の日程で松山税務署でも確定申告を行います。どなたでも、お気軽にご利用ください。また、松山税務署では、還付を受けるための申告は、1月から受付けをしています。

**場 所** 松山税務署  
(松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎)  
**期 間** 所得税 2月18日(月)～3月17日(月)  
消費税・地方消費税 2月18日(月)～3月31日(月)  
贈与税 2月1日(金)～3月17日(月)

※ 土・日曜日、祝日を除きますが、2月24日(日)、3月2日(日)は実施します。

**相談時間** 9時～17時  
(ただし、12時～13時を除く)

**相談内容** 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書類などの作成

確定申告時持参資料

- ① 申告書（税務署から送付された申告書をお持ちの方のみ）
- ② 源泉徴収票
- ③ 印鑑、筆記用具
- ④ 所得計算に必要な書類
- ⑤ 医療費の領収書（控除を受けようとする方）
- ⑥ 支払保険料の証明書
- ⑦ 国民年金保険料などの支払をした旨を証する書類（控除を受けようとする方）
- ⑧ 還付金の受取口座の分かるもの など

●振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税方法に、振替納税の制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手数料が少なく済みます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともありません。

新たに振替納税を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。大変便利です。ぜひ、ご利用ください。

●にせ税理士にご用心

税務相談は、税理士又は税理士法人でなければできないことが、法律で規定されています。にせ税理士には、くれぐれもご注意ください。

●さらに便利で使いやすく！イータックス

自宅や事務所などから、申告や納税ができる便利なサービスです。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをそのまま取り込み、電子申告することができます。

e-Tax を使えば①HPから簡単申告②最高5,000円の税額控除③添付書類が提出不要④還付金がスピーディーと、大変便利になっています。ぜひ、ご利用ください。手続きの詳細は、e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告相談及び振替納税などについてのお問い合わせ  
松山税務署 ☎941-9121